

子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H29.9時点)

▲ = 添付が必要な書類 ○ = 省略可能な書類
 ※ = 年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

手続名	書類名	省略可能となる時期		
		試行運用時 (H29年7月～)	本格運用後 (H29年秋頃～)	完全実施後 (H30年7月～)
保育の支給認定申請書	住民票	▲	○	○
	生活保護受給証明書	▲	○	○
	児童扶養手当証書	▲	○	○
	特別児童扶養手当証書	▲	○	○
	障害者手帳	▲	○	○
	障害者自立支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児入所支援給付受給者証	▲	○	○
	障害児通所支援給付受給者証	▲	○	○
	中国残留邦人等支援給付受給者証	▲	○	○
	課税証明書	▲	▲	○
	障害基礎年金受給証明書	▲	※	※
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし	▲	○
児童手当の受給資格・額に ついての認定の請求	課税証明書	▲	○	○
	住民票	▲	▲	○
	健康保険証・年金加入証明書	▲	※	※
児童手当の額の改定の 請求及び届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の住所変更等の届出	住民票	▲	▲	○
児童手当の現況届	課税証明書	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6) ○	○
	住民票		(H30.6) ▲	○
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6) ※	※
児童扶養手当の現況届	住民票	▲	提出時期が7月頃の為 該当なし	○
	課税証明書	▲		○

情報連携の対象情報のみを掲載（別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり）